

令和6年度

(令和5年度実績)

# 児童相談所の状況

三重県子ども・福祉部

## は じ め に

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する行政機関です。

三重県では、これまで県内6か所の児童相談所と、各児童相談所と連携しこれをバックアップしていた児童相談センターが、県全体の児童虐待防止対策の推進、児童相談体制の強化等に取り組んできました。

令和6年度より、児童相談所職員の人材育成や、重大事案発生時に迅速に対応できる体制を確保するため、児童相談センターの業務を本庁へ一元化しました。これに伴い、児童相談センターを廃止としました。

昨年度（令和5年度）の三重県の児童虐待相談対応件数は2,162件（速報値）、前年度比で246件（▲10.2%）の減となりましたが、依然として2,000件を超える高い水準となっています。

本県では、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司や児童心理司の増員を図ってきましたが、近年、児童相談所において、急速に人材確保を進めてきたことから、令和6年4月現在、児童福祉司の勤務年数は、3年未満が66%、5年未満が78%、児童心理司の勤務年数は3年未満が50%、5年未満が66%となるなど、経験の浅い職員が多く、職員の専門性の向上が課題となっています。

そのような中、令和5年5月に県内の児童相談所が関与していた児童が死亡する事案が発生し、本県では速やかに庁内の会議を設置し、直ちにできる再発防止策として、児童相談所が関わる全ての事案で、児童の対面による観察を基本に安全確認を徹底するなど、全庁を挙げて再発防止に取り組むとともに、児童相談体制の強化を図っています。

また、令和6年3月に検証委員会による検証結果報告からの提言を受け、課題となった「体制づくり」「関係機関との連携強化」「人材育成（研修）」の重要な3つの視点から一層の再発防止を進めているところです。

今年度は、県内の児童相談体制の強化、専門性の高い人材の育成および市町や関係機関との連携に向けた取組をより一層推進するため、子どもを虐待から守る条例の改正を検討しているところです。

児童虐待は社会全体の大きな課題です。児童相談体制の強化を通じて、一人ひとりの子どもたちが安心して笑顔で暮らせる社会の実現のために、今後も尽力してまいります。

令和7年3月

子ども・福祉部

部長 柘屋 典子

# 目 次

## I 県の児童相談体制

1	児童相談センター設立の経過と組織	1
2	児童相談センターの廃止に伴う主な業務分担の変更	4
	(1) 中勢児童相談所（総務課）	4
	(2) 中勢児童相談所（一時保護調整室）	4
	(3) 本庁（児童相談支援課）	4
3	児童相談所組織図	5
4	児童相談所の職員数	6
5	令和5年度の主な取組	7
	(1) 市町支援の取組	7
	(2) 人材育成への取組	11
	(3) アセスメントツール活用強化事業	15
	(4) 児童虐待進行管理モニター強化事業	15
	(5) 警察と児童相談所との連携強化	15
	(6) 里親委託推進に向けた取組	15
6	児童相談所管内別基礎データ	17
7	児童相談業務の流れ	18
8	児童相談の種類及び主な内容	19

## II 児童相談の状況

1	相談受付の状況	20
	(1) 児童相談所別・通告経路別件数	20
	(2) 年度別・種類別件数	21
	(3) 市町における児童家庭相談受付件数<参考>	22
	(4) 種類別・年齢別件数	23
2	相談対応の状況	24
	(1) 種類別・対応別件数	24
3	一時保護の状況	25
	(1) 種類別・年齢別受付対応件数（所内保護分）	25
	(2) 対応別保護延べ日数（所内保護分）	26
	(3) 年度別・年齢別受付対応件数（所内保護分）	26
	(4) 一時保護対応件数（委託保護分）	27
4	児童福祉施設入所児童数	28

<b>Ⅲ 相談種別別対応件数等の状況</b>	
1 養護相談の状況	29
(1) 養護理由別対応件数	29
(2) 虐待相談の対応状況	31
2 非行関係相談の状況	34
(1) ぐ犯、触法行為別・年齢別受付件数	34
3 不登校相談の状況	36
(1) 年度別・学年別受付件数	36
(2) 児童相談所別対応件数	36
<b>Ⅳ 里親の状況</b>	
1 児童相談所別里親登録数	37
2 委託児童数	37
(1) 児童相談所別委託児童数	37
(2) 年度別里親登録数、委託児童数	37
3 里親委託率	37
<b>Ⅴ 青少年健全育成</b>	
1 立入調査実施状況	38
2 協力店舗状況	38
<b>&lt;参考&gt;</b>	
三重県児童福祉施設一覧表	39

# I 県の児童相談体制

県では、児童相談所を取り巻く状況の変化に対応するため、平成17年4月1日に児童相談センターを設置しました。以来、「本庁 / 児童相談センター / 児童相談所」の3層組織として運営してきましたが、令和5年5月に発生した児童相談所が関与していた児童の死亡事例にかかる検証結果等を踏まえ、さらなる体制強化のため、令和6年4月1日に本庁と児童相談センターを一元化する組織改編を行いました。

## 1 児童相談センター設立の経過と組織

令和6年4月1日現在

### (1) 保健所、福祉事務所、児童相談所の統合

平成10年4月に、県民局の充実強化、組織の総合化という流れのなかで、保健所(11)、福祉事務所(7)、児童相談所(5)を統合し、9つの「生活創造圏」ごとに県民局保健福祉部が設置されました。

また、組織のフラット化による意思決定の迅速化、組織をできるだけ大括りにすることによる柔軟な組織運営、職員の能力の有効活用を趣旨とした「係」制に代わる「グループ」制が導入されました。

従来5児童相談所は、県民局保健福祉部児童グループとなり、所長は児童監として兼務することになりました。児童相談所がない県民局の保健福祉部には、保健福祉グループが設置され、児童相談所機能の一部を担当することとなりました。

### (2) 課の廃止とチームの設置

平成14年4月全庁的に課を廃止し、チーム制を導入することになり、県民局保健福祉部においても、児童グループは児童相談チームとなり、所長はチームマネージャーを兼務することとなりました。

その際、業務内容についても検討され、

- 北勢、中央児童相談所は、危機介入を中心とした、より専門性や要保護性の高い、養護相談、虐待相談、非行相談、不登校相談に専門特化した機能をもつ児童相談チームとして設置されました。
- 県民局保健福祉部保健福祉グループは、子育て支援グループとして、児童相談所から児童の発達・障害相談機能の移管を受け、母子保健、母子寡婦福祉、女性相談(DV相談)、保育所事務を受け持つ「児童に関する保健・福祉の総合的なサービス提供窓口」として設置されました。
- 他の3児童相談所については、児童相談チームと子育て支援グループの機能を併せ持つ児童家庭チームとして設置されました。

平成16年4月からチームは「室」と名称が変更されました。

### (3) 児童相談センターの設置

急増する児童虐待等に対応する児童相談所として、次のような問題点が指摘されてきました。

- 児童虐待に対応する専門的人材が不足していること。
- 児童虐待等の困難事例が急増するなかで、技術的、人材的に現行の県民局別の児童相談所での業務体制に限界が目立ってきたこと。
- 児童福祉法の改正で、市町村が児童相談の第一義的相談窓口の役割を担う等、児童相談の役割分担化、専門化が進められるなかで、全県的に児童相談体制をリードする企画調整機能が必要とされたこと。
- バックアップ体制不足による児童相談所職員の過度の心理的負担が増加したこと。
- 中長期的な児童相談体制を支える人材の育成とスキルの蓄積が必要とされたこと。

と。

- 施設入所児童の自立支援のための十分なフォローが必要とされたこと。
- これらの問題に対応するための見直しの方向性として、
- 三重県の児童相談所の専門性向上や効率的サービスの提供を自ら考え、実施する仕組みづくり。
  - 全児童相談所を一体的、地域横断的にマネジメントできる体制づくり。
  - 児童相談現場への助言・指導等が支援できる体制づくり。
  - 子どもの危機管理的対応、困難ケースへの対応強化等、児童の安全確保と保護を適切に対応できる体制づくり。
  - 新たな行政需要に対応できる体制づくり。

等について検討を行いました。

検討の結果、児童相談の実施に係る全ての権限を有する、県民局から独立した単独地域機関として、平成17年4月、三重県児童相談センターを設置することとしました。

- 児童相談センターには、総務・企画調整室、家庭自立支援室、虐待対策支援室、一時保護室の4室を置き、職員はどれかの室に配属されました。
- 室に配属された職員は、児童相談所に駐在して児童相談業務を担当することとしました。
- 児童相談所長は、総務・企画調整室に配属されますが、業務は各児童相談所において職員を統括し、ケースの進行管理を行い、法に定められた権限を行使することとしました。
- 児童相談センターが全児童相談所の中央機能を担うこととなったため、従来の中央児童相談所を中勢児童相談所と名称変更しました。
- 県民局子育て支援グループは廃止し、経過的な処置として児童相談所職員が保健福祉部職員を兼務して県民局保健福祉部に駐在し、従来の児童相談と法改正による市町村における相談業務の支援を行うこととしました。

#### (4) 保健福祉部職員兼務の廃止

平成18年度の組織改編により、児童相談所職員の保健福祉部兼務はなくなり、児童相談は児童相談所において対応することとなりました。

#### (5) 児童相談センターの組織見直し

- 平成20年度
  - 児童虐待ケースに対するよりの確な対応、家族再生支援業務の推進、児童福祉司の専門性の強化や育成等を図るため、「家庭自立支援室」と「虐待対策支援室」の二室を「家庭自立支援室」と「児童自立支援室」の二室に再編しました。
  - 北勢及び中勢児童相談所の「家庭支援課」と「虐待対応課」を統合し、「家庭自立支援一課」「家庭自立支援二課」「児童自立支援課」の三課を設置しました。
- 平成21年度
  - 「家庭自立支援室」と「児童自立支援室」を統合し「家庭児童自立支援室」を設置しました。
  - 北勢及び中勢児童相談所の課名を「家庭児童支援一課」「家庭児童支援二課」「家庭児童支援三課」に変更しました。
  - 南勢志摩、伊賀、紀州の各児童相談所に「家庭児童支援課」を新設しました。
- 平成22年度
  - 「家庭児童自立支援室」を「家庭児童支援室」に変更しました。
- 平成23年度
  - 「家庭児童支援室」に「改革推進課」「自立支援課」の2課を新設しました。
  - 北勢児童相談所に「家庭児童支援四課」を設置し4課体制にしました。
- 平成25年度
  - 法的対応力及び介入型支援を強化するため「法的対応室」を新設しました。
  - 市町における児童相談体制強化を支援するため「市町支援プロジェクトチーム」

- を新設しました。
- 「家庭児童支援室」の「改革推進課」を廃止しました。
  - 「総務・企画調整室」を「総務調整室」に変更しました。
- 平成28年度
  - 児童相談所及び市町に対する窓口を一本化し一元的に支援を展開していくため、「法的対応室」及び「市町支援プロジェクトチーム」を統合し「児童相談強化支援室」、「児童相談強化支援課」を設置しました。
- 平成29年度
  - 「総務調整室」及び「家庭児童支援室」を統合し「総務・家庭児童支援室」とし、「総務調整課」及び「家庭児童支援課」を設置しました。
  - 北勢児童相談所に「副所長」を配置しました。
  - 言語・聴覚部門を6月1日に新設された「三重県立子ども心身発達医療センター」に移管しました。
- 平成30年度
  - 安倍内閣総理大臣が児童相談センターに来所され、現場職員と意見交換を行いました。また、中勢児童相談所及び、併設の一時保護所を視察されました。
- 平成31年度（令和元年度）
  - 県内の虐待相談対応件数が増加し平成29年度に過去最多となり、なかでも県北部の5市5町を管轄する北勢児童相談所では全体の約58%を占め、緊急時の対応や市町との連携の面で地理的な課題が生じていました。このため、鈴鹿児童相談所を開設し、市との連携、緊急時の対応の充実を図りました。これに伴い、北勢児童相談所の副所長を廃止しました。
  - 平成25年度から取り組んでいるリスクアセスメントツールで得たデータを活用し、産業技術総合研究所と共同して、AIを活用した児童虐待対応支援システムの実証実験を中勢児童相談所と南勢志摩児童相談所で開始しました。
- 令和2年度
  - 北勢児童相談所において、課長のマネジメント機能の向上と職員間の情報共有を円滑にするために、蚕糸地区を所管する家庭児童支援二課を分割しました。
  - 児童福祉法改正による介入と支援の分離については、北勢児童相談所と中勢児童相談所は当番制により対応し、他の小規模児相は組織変更せず、所全体で対応することとしました。
  - 昨年度実証実験を行った人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システムを全児童相談所に導入しました（令和2年7月）。これにより、迅速で的確な虐待対応が期待されます。
- 令和4年度
  - 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づく児童福祉司配置人数について、本県の配置数は定数上では基準どおり87名を達成しましたが、定数に対して欠員が生じ人材確保の難しさが課題となっています。
  - 鈴鹿児童相談所において、所長、課長のマネジメント機能の向上のために、一課体制から二課体制へとした組織体制を変更しました。
- 令和5年度
  - 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づく児童福祉司配置人数について、本県の配置数は定数上では基準どおり84名を達成しましたが、人材育成が課題となっています。
- 令和6年度
  - 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会（2023年津事例）による検証結果等を受けて、（1）体制づくり、（2）関係機関との連携強化、（3）人材育成の取組を進めることが決定されました。
  - 更なる体制強化に向けて、児童相談センターを廃止し本庁と一元化しました。

## 2 児童相談センターの廃止に伴う主な業務分担の変更

令和6年4月1日現在

### (1) 中勢児童相談所（総務課）

- ・ 児童相談所の人事に関すること（本庁と連携）
- ・ 児童相談所の予算に関すること
- ・ 児童相談所の庶務経理に関すること
- ・ 庁舎管理・修繕に関すること
- ・ 防災及び危機管理に関すること
- ・ 児童福祉法第56条保護者負担金に関すること

### (2) 中勢児童相談所（一時保護調整室）

- ・ 一時保護児童の生活指導及び行動診断に関すること
- ・ 中勢及び北勢児童相談所一時保護所における入・退所調整に関すること
- ・ 一時保護児童の健康管理、感染予防プログラムに関すること
- ・ 一時保護児童の心理療法の実施に関すること
- ・ 一時保護児童の処遇に関するスーパーバイズに関すること

### (3) 本庁（児童相談支援課）

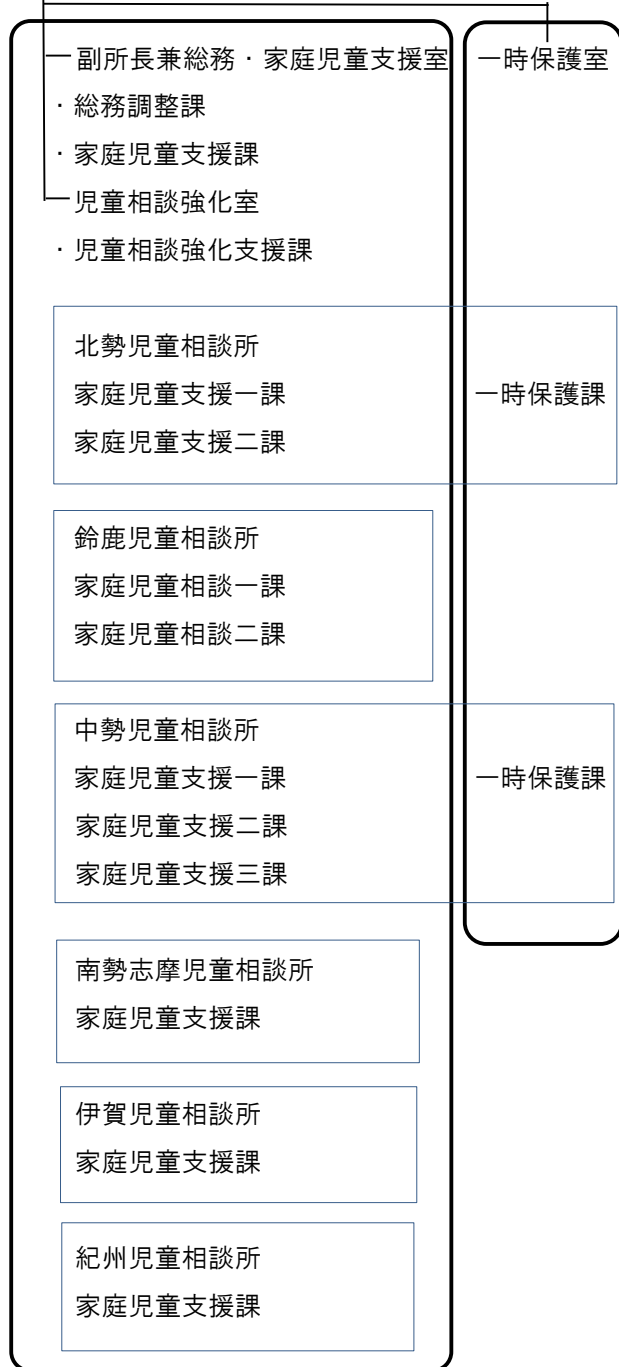
- ・ 児童相談所の統計、分析に関すること
- ・ 児童相談所の広聴・広報に関すること
- ・ ファミリーホーム・里親委託推進に関すること
- ・ 児童福祉施設への入所調整に関すること
- ・ 児童福祉施設の事故対応調整に関すること
- ・ 児童福祉施設の処遇改善、質の向上に関すること
- ・ 療育手帳、心理検査等の調整に関すること
- ・ 児童虐待の防止に関すること
- ・ 各児童相談所における児童虐待の危機管理に関すること
- ・ 児童相談所職員等の専門性向上に関すること
- ・ 児童相談所児童記録システムに関すること
- ・ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会に関すること
- ・ 市町の相談体制強化の支援に関すること
- ・ 市町における児童相談に係る人材育成の支援に関すること
- ・ 市町要保護児童対策地域協議会の支援に関すること



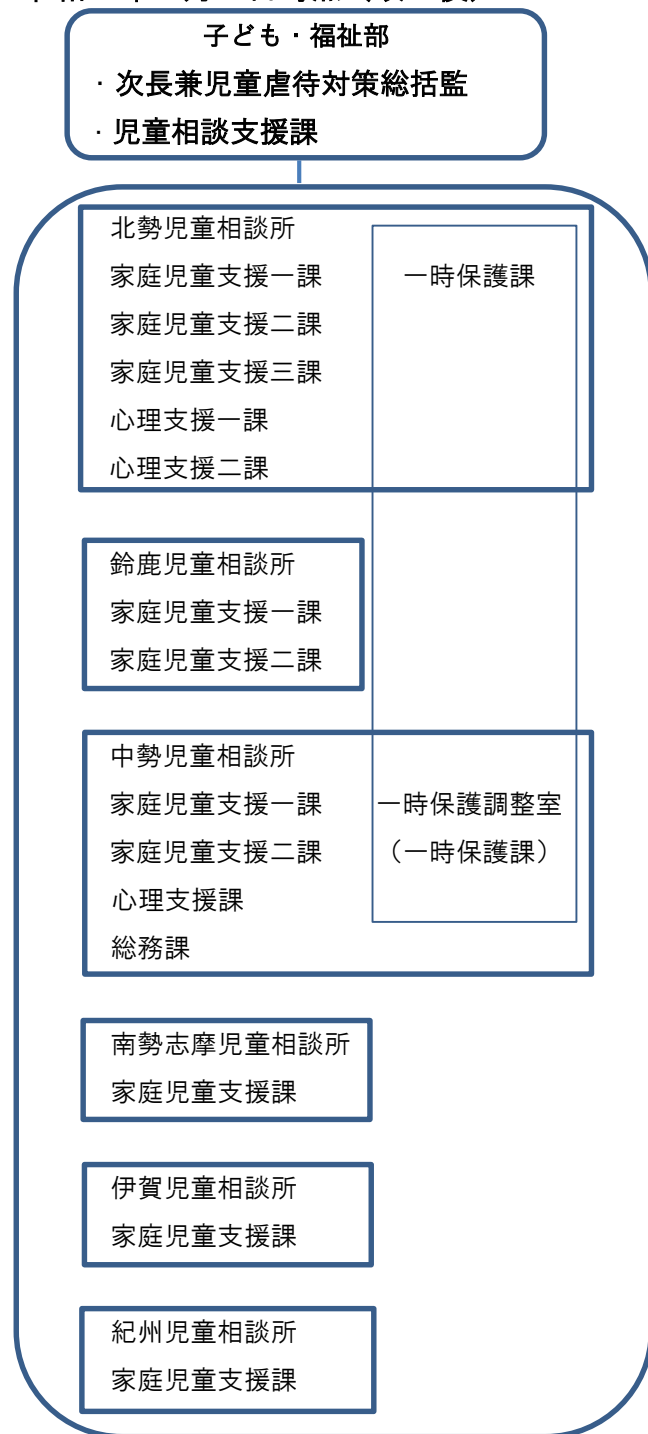
### 3 児童相談所組織図

令和5年4月1日時点

児童相談センター所長



令和6年4月1日時点（改正後）



所名	管轄地域
北勢児童相談所	四日市市、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿児童相談所	鈴鹿市、亀山市
中勢児童相談所	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
南勢志摩児童相談所	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀児童相談所	名張市、伊賀市
紀州児童相談所	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

#### 4 児童相談所の職員数

職員数 235名 (正職員158名、会計年度任用職員77名) 令和6年4月1日現在

##### 各児童相談所の人員

<b>北勢児童相談所</b>	<b>86名</b>		
	所長(兼課長)	1	副 所 長 1
	課 長	5	事 務 職 員 1
	児童福祉司等	26(うち兼務1)	
	児童心理司	9	保 健 師 1
	一時保護所職員	13	会計年度任用職員29
	※会計年度任用職員に嘱託医1名、法的対応指導員1名、法的対応支援員1名を含む		
<b>鈴鹿児童相談所</b>	<b>29名</b>	<b>(外数として北勢児相との兼務保健師1名)</b>	
	所 長	1	課 長 2
	児童福祉司等	13(うち兼務2)	
	児童心理司	7	会計年度任用職員 6
	※会計年度任用職員に法的対応指導員1名を含む		
<b>中勢児童相談所</b>	<b>80名</b>	<b>(副所長は一時保護調整室長と兼務)</b>	
	所 長	1	副 所 長 1
	課 長	5	精 神 科 医 師 1
	事 務 職 員	3	
	児童福祉司等	16(うち兼務1)	
	児童心理司	8	保 健 師 2
	一時保護所職員	8	会計年度任用職員35
	※会計年度任用職員に嘱託医1名、法的対応指導員1名、こども家庭専門指導員1名を含む		
<b>南勢志摩児童相談所</b>	<b>16名</b>	<b>(外数として保健所との兼務保健師1名)</b>	
	所 長	1	課 長 1
	児童福祉司等	9(うち兼務1)	
	児童心理司	3	会計年度任用職員 2
<b>伊賀児童相談所</b>	<b>14名</b>	<b>(外数として保健所との兼務保健師1名)</b>	
	所 長	1	課 長 1
	児童福祉司等	7(うち兼務1)	
	児童心理司	3	会計年度任用職員 2
<b>紀州児童相談所</b>	<b>10名</b>	<b>(外数として保健所との兼務保健師2名)</b>	
	所 長	1	課 長 1
	児童福祉司等	3	児 童 心 理 司 2
	会計年度任用職員	3	

**【本庁付(児童相談支援課) 会計年度任用職員4名】※各児童相談所の人員の外数**

・子どもの権利擁護コーディネーター	1	・市町支援コーディネーター	1
・家庭的養護支援員	1	・里親委託推進員	1

## 5 令和5年度の主な取組

### (1) 市町支援の取組

三重県全体の児童相談体制の強化に向け、県と市町の情報共有や役割分担に関する課題への適切な対応や市町の児童相談体制の強化を支援するため、平成24年度から児童相談所と市町が定期協議を実施しています。

また、市町における児童相談対応の中核組織となる市町要保護児童対策地域協議会の運営やケースマネジメント力の向上に向けて、有識者であるアドバイザー等を派遣や、市町児童福祉担当職員向けの研修会や関係行政機関職員向けの研修会等を開催し、市町職員の人材育成を支援しています。

さらに、令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行に伴い、各市町は「こども家庭センター」が令和6年度から努力設置義務となるため、「こども家庭センター」開設準備研修等を実施し、設置促進の取組も実施しました。

なお、令和5年度に実施した市町支援に関する主な取組は以下のとおりです。

#### ア 市町との定期協議の実施状況

実施期間	実施内容
8/29、30 9/26	全市町の児童相談体制の課題を把握するとともに、子ども家庭総合支援拠点未設置の市町を含めた10市町に専門家を交えて相談できるアドバイザー事業を集中的に実施しながら、こども家庭センター開設に向けての助言も含めた課題解決に向けて共に取り組みました。

#### イ 市町児童福祉主管課長会議の開催状況

日程	会議内容	出席者
7/21	・児童相談所が関与した児童死亡事例(2023津事例)に関する今後の取組・対応について ・里親啓発・支援事業について 他	市町児童福祉主管課長等

#### ウ 児童虐待にかかる関係行政機関連絡会議の実施状況

令和5年度は開催中止とした。

#### エ 市町アドバイザー派遣事業実施状況

派遣市町数	派遣回数	派遣内容
13市町	16回	市町要保護児童対策地域協議会での運営支援及びケースマネジメント支援

#### オ 市町スーパーバイザー派遣事業実施状況

派遣市町数	派遣回数	派遣内容
4市町	10回	市町における児童虐待相談等の相談援助業務に対する助言等

カ 児童福祉司任用前講習会（児童福祉法第 13 条第 3 項第 8 号）及び要対協調整担当者研修（児童福祉法第 25 条の 2 第 9 項）実施状況

講 義 名	講 師	日 程
社会的養護による自立支援と市区町村の役割	認定特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎	4/14
子どもの成長・発達と生育環境	児童相談センター職員	
子ども家庭相談援助制度及び実施体制	児童相談所長	4/21
児童相談所の役割と連携	児童相談所長	
母子保健の役割と保健機関との連携	児童相談センター職員	
心理検査・療育手帳について	児童相談センター職員	
要保護児童対策地域協議会の運営	立命館大学大学院 特任教授 野田 正人	4/27
会議の運営とケース管理		
子どもの所属機関の役割と連携		
障害相談・支援の基本	障害者相談支援センター所長	5/19
非行対応の基本	元家庭裁判所調査官	
子どもの権利擁護と倫理	早川 武彦	
行政権限の行使と司法手続き	児童相談センター職員	5/31
子どもと家族の生活に関する法と制度の理解	県庁職員	
子ども虐待対応の基本	児童相談所長	6/7
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	皇學館大学 教授 吉田 直樹	6/23
子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方		
修了者数	児童福祉司任用前講習会	20 名
	要対協調整担当者研修	23 名

キ 市町児童福祉担当職員等研修会実施状況

研修テーマ	講師	日程	参加者
市町児童福祉担当職員情報交換会	—	7/5	市町児童福祉主管課職員等
市町児童福祉担当等職員研修会	日本大学 教授 鈴木 秀洋	7/21	市町児童福祉主管課職員等
児童相談業務スキルアップ研修会（アサーション）	日本福祉大学 助教 水野 節子	12/6	児童相談所職員、市町児童福祉主管課職員等
要保護児童対策地域協議会 運営力向上研修	立命館大学 特任教授 野田 正人	1/24	児童相談所職員、市町児童福祉主管課職員等
児童相談業務スキルアップ研修会（精神医学における神経発達症群・感情爆発の障害）	三重大学 教授 松浦 直己	2/29	児童相談所職員、市町児童福祉主管課職員等
児童相談業務スキルアップ研修会（HSC）	真生会富山病院 心療内科部長 明橋 大二	3/15	児童相談所職員、市町児童福祉主管課職員等

ク 児童福祉に関する指定講習会実施状況

講義名	講師	日程
養護原理	社会福祉法人 里山学院 法人統括施設長 鍵山 雅夫	7/27
要保護児童対策地域協議会運営論	立命館大学大学院	
市町児童家庭相談援助論	特任教授 野田 正人	
社会福祉援助技術論	皇學館大学	8/10
社会福祉援助技術演習	教授 吉田 直樹	
児童福祉論	三重県児童相談センター 市町アドバイザー 鈴木 聡	8/16
児童相談所運営論	児童相談所長	
児童虐待援助論（発生予防）	認定特定非営利活動法人 児童虐待防止協会	8/30
児童虐待援助演習	理事長 津崎 哲郎	
児童虐待援助論（初期対応）	三重県児童相談センター 市町アドバイザー 鈴木 聡	9/20
障害者福祉論	三重大学 教授 松浦 直己	
修了者数		21名（うち市町職員 15名）

※この講習会は、厚生労働省告示に基づく講習会です。H27年度から、市町・児相職員のほか、乳児院・児童養護施設職員、私立認可保育園職員も受講対象としています。

## 【児童福祉司資格修了講習会における市町別修了者数】

(単位：人)

年度 市町	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
津市	3	2	1	3	2		1
四日市市	1	2	3	2	1	2	2
伊勢市	1	1	2			1	
松阪市	2		2				
桑名市	1	3	5	1			
鈴鹿市			1		1	1	
名張市		2	1	1			
尾鷲市	1						
亀山市							
鳥羽市		2	3	1	3	1	2
熊野市						1	
いなべ市	1		1				
志摩市		1	1			1	
伊賀市	2			1			2
木曽岬町			1				
東員町	2		1			1	
菰野町		1			1		
朝日町							
川越町		1		1		1	
多気町						2	
明和町	1						
大台町					5		4
玉城町		3	2				
度会町							3
大紀町							
南伊勢町							1
紀北町							
御浜町							
紀宝町							
計	15	18	24	10	13	11	15

(2) 人材育成への取組

児童相談所職員等の法的対応力等専門性の向上を目的として、平成23年度に研修体系の見直しを行い、「三重県児童相談所職員研修体系・人材育成の考え方」を取りまとめました。

平成24年度から、新たな研修体系に基づき、的確な判断能力と使命感を持った人材育成に努めています。

なお、令和5年度に実施した人材育成に関する主な取組は、以下のとおりです。

ア 児童福祉司任用前講習会（児童福祉法第13条第3項第8号）

講義名	講師	日程	参加職員
社会的養護による自立支援と市区町村の役割	認定特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎	4/14	24名
子どもの成長・発達と生育環境	児童相談センター職員		24名
子ども家庭相談援助制度及び実施体制	児童相談所長	4/21	23名
児童相談所の役割と連携	児童相談所長		23名
母子保健の役割と保健機関との連携	児童相談センター職員		22名
心理検査・療育手帳について	児童相談センター職員		22名
要保護児童対策地域協議会の運営	立命館大学大学院 特任教授 野田 正人	4/27	23名
会議の運営とケース管理			23名
子どもの所属機関の役割と連携			23名
障害相談・支援の基本	障害者相談支援センター所長	5/19	24名
非行対応の基本	元家庭裁判所調査官 早川 武彦		23名
子どもの権利擁護と倫理	23名		
行政権限の行使と司法手続き	児童相談センター職員	5/31	24名
子どもと家族の生活に関する法と制度の理解	県庁職員		17名
子ども虐待対応の基本	児童相談所長	6/7	25名
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	皇學館大学 教授 吉田 直樹	6/23	18名
子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方			18名

イ 初任者研修（児相１年目）

区 分	研修テーマ	講 師	日 程	参加職員
児童相談所OJT	OJTリーダーを選任し、チェックリストや育成シートを活用し初任者を育成	児童相談所職員	通年	9名
児童相談所新任職員研修	児童相談所及び児童相談センター業務の概況について	児童相談センター職員	4/7	26名
システム操作研修	児童相談所で扱う業務システムの操作方法について	児童相談センター職員 システム委託業者	4/19	29名

ウ 児童福祉司任用後研修（児童福祉法第13条第9項）

講 義 名	講 師	日 程
児童相談所における方針決定の過程	児童相談所長	10/18
関係機関（市町村を含む）との連携・協働と在宅支援	立命館大学大学院 特任教授 野田 正人	
子ども家庭支援のためのケースマネジメント	社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	10/27
非行対応	元家庭裁判所調査官 早川 武彦	11/8
行政権限の行使と司法手続	児童相談センター職員	
子どもの面接・家族面接に関する技術	認定特定非営利活動法人 児童虐待防止協会	12/1
社会的養護における自立支援	理事長 津崎 哲郎	
子ども虐待対応	社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	12/15
修了者数		16名



エ 児童相談所職員研修

研修名	講師	日程	参加職員
困難事例への対応訓練	社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	6/16	19名
リスク評価にかかる総合判断力の強化 研修	立命館大学大学院 特任教授 野田 正人	12/20	54名
児童相談所職員研修 『対人援助職のためのアンガーマネジ メント』	皇學館大学 准教授 中山 真	3/5	26名

オ 児童福祉施設等職員との合同研修（総務・家庭児童支援室が担当）

研修名	講師（敬称略）	日程	参加職員
CAP職員セミナー	CAPみえ	6/30	(午前) 児相 5名 施設 29名
			(午後) 児相 2名 施設 3名
児童家庭支援センター実践報告会	(報告者) 南勢志摩児童相談所 職員 児童家庭支援センターわかぎ 職員 天理教三重互助園 職員	11/30	児相 12名 施設 29名
児童心理司研修 「田中ビネー知能検査V講習会」	田研出版株式会社 高橋 一紀	12/27	児相 27名 施設 4名
個別対応職員研修 「オレンジプログラム」	児童相談センター 宮崎 太一	1/19	児相 6名 施設 4名
児童福祉施設等職員-児童相談所職員 合同研修会① 「自傷・他害・パニックへの予防と対 応」	ダイヤル・サービス株式会社 櫻井 憲児朗	1/26	児相 16名 施設 16名

児童福祉施設等職員-児童相談所職員 合同研修会② 「ライフストーリーワーク」	北勢児童相談所 山本 智佳央 (報告者) 北勢児童相談所 職員	2/14	児相 16名 施設 18名
児童福祉施設等心理士-児童心理司 合同研修会① 「トラウマを抱えた子どもたちの支援」	NPO法人レジリエンス 中島 幸子 西山 さつき	2/21	児相 16名 施設 11名
性(生)教育連絡会	(報告者) 国児学園 職員	2/28	児相 6名 施設 25名
性(生)教育研修会	甲南女子大学 准教授 浅野 恭子		児相 6名 施設 24名
児童福祉施設等心理士-児童心理司 合同研修会② 「心理職の役割について」	里山学院 林 隆久 北勢児童相談所 岡村 広志	3/8	児相 10名 施設 12名

### (3) アセスメントツール活用強化事業

令和5年度においては、ツールの活用強化のため引続き山本恒雄氏に委託し職員研修を実施するとともに、各児童相談所の課題の整理や見直しを行うため、2カ所の児童相談所において意見交換を行いました。

### (4) 児童虐待進行管理モニター強化事業

子どもや保護者の状況、家庭環境の変化等をきめ細かく把握し、的確なケース対応を行うため、対応の必要度に応じて、定期的に子どもが在籍する学校、保育所等を訪問し、当該子ども及び家庭の情報を収集する事業です。

令和5年度は、四日市市及び三重郡を社会福祉法人アパティア福祉会に、津市を社会福祉法人みどり自由学園に、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町を社会福祉法人聖マツテヤ会に委託し事業を実施しました。

### (5) 警察と児童相談所との連携強化

警察と児童相談所とが連携し、児童虐待事案に迅速かつ適切な対応を図れるよう、令和5年11月1日に、三重県警察学校において、合同での立入調査等訓練を実施しました。

### (6) 里親委託推進に向けた取組

#### 《里親養育包括支援事業》

##### フォスタリング機関支援事業

北勢児童相談所・鈴鹿児童相談所・中勢児童相談所・南勢志摩児童相談所・伊賀児童相談所管内において、里親制度の普及啓発から里親等への研修、里親と子どもとのマッチング、里親訪問等支援に至るまでの包括的なフォスタリング業務を社会福祉法人に委託し、それぞれの管内におけるフォスタリング業務実施体制を整備しました。(鈴鹿児童相談所・中勢児童相談所・南勢志摩児童相談所管内は、里親等訪問事業のみ実施)

#### 《里親普及啓発事業》

##### ① 里親シンポジウム

「子どもの声を聴いたとき…～子どもアドボカシーってなに?～」をテーマに里親シンポジウムを開催しました。第一部では、同テーマで講演会を、第二部では、里親、施設関係者、社会的養護経験者を交えてのパネルディスカッションを行いました。

##### ② 里親説明会・里親出前講座

各児童相談所管内で里親説明会を開催するとともに、里親支援専門相談員と連携して、民生委員・児童委員等の会議・研修の場で里親出前講座を実施しました。

##### ③ イベントでの啓発活動、広報

市町の福祉イベントに啓発ブースを出展するとともに、県庁・市役所・町役場等でのポスター掲示・チラシ配布、県・市町広報誌や子育て情報誌等への記事掲載、ラジオ広報などを行いました。

#### 《里親支援事業》

##### ① 里親登録前研修

里親登録希望者を対象に、①基礎研修、②登録前Ⅰ研修、③登録前Ⅱ研修(養育)、④登録前Ⅱ研修(養子縁組)の計4日間、年3クール開催しました。

##### ② 養育里親・養子縁組里親更新研修

登録更新を希望する養育里親・養子縁組里親を対象として、「子どもの権利擁護と里親の役割」「思春期・成人期を迎えた養親子関係の諸問題～それに向けて今から準備しておくこと～」等をテーマに更新研修を開催しました。

##### ③ 里親スキルアップ研修

現在登録している全里親を対象に、里親支援専門相談員と連携した里親トーク会を開催しました。この他、フォスタリング機関による全里親を対象としたスキルアップ研修を開催しました（全4回）。

④ 里親委託推進委員会（年3回）

三重県里親会、三重県児童養護施設協会、児童委員、学識経験者等で構成する委員会を開催し、里親制度のより一層の推進を図るため、議論を深めました。

6 児童相談所管内別基礎データ

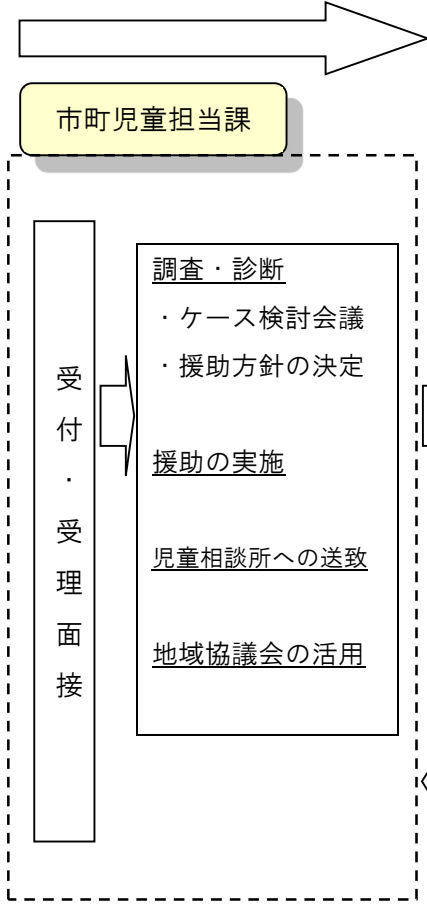
児相	市郡名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	児 童 人 口			保 育 所 ( 所 )	幼 稚 園 ( 園 )	認定こども園 (園)				小 学 校 ( 校 )	中 学 校 ( 校 )	義 務 教 育 学 校 ( 校 )	中 等 教 育 学 校 ( 校 )	児 童 委 員 ( 人 )	主 任 児 童 委 員 ( 人 )
				男 ( 人 )	女 ( 人 )	計 ( 人 )			幼 保 連 携 型	幼 稚 園 型	保 育 所 型	計						
北 勢	桑名市	136.65	136,139	10,450	10,032	20,482	17	12	8	1	1	10	29	11			233	24
	いなべ市	219.83	44,321	3,382	3,123	6,505	13					0	11	4			96	8
	四日市市	206.50	301,956	22,425	21,391	43,816	33	25	22	1		23	38	25			558	55
	桑名郡	15.74	5,759	318	309	627	0		1			1	1	1			11	2
	員弁郡	22.68	25,776	2,139	2,081	4,220	6	6				0	6	2			48	4
	三重郡	121.72	66,545	5,851	5,634	11,485	10	7	1		4	5	8	4			116	9
計	3市5町	723.12	580,496	44,565	42,570	87,135	79	50	32	2	5	39	93	47	0	0	1,062	102
鈴 鹿	鈴鹿市	194.46	192,201	13,642	13,159	26,801	34	11	8	1		9	30	10		1	341	35
	亀山市	191.04	49,614	3,812	3,518	7,330	12	4	2			2	11	3			92	11
	計	2市	385.50	241,815	17,454	16,677	34,131	46	15	10	1	0	11	41	13	0	1	433
中 勢	津市	711.18	269,645	19,848	18,705	38,553	40	23	23	1		24	49	22	1		573	46
	松阪市	623.58	154,547	11,608	10,943	22,551	28	16	2	2	4	8	36	12			362	29
	多気郡	506.98	43,813	3,297	3,118	6,415	7		6		2	8	14	5			134	8
計	2市3町	1841.74	468,005	34,753	32,766	67,519	75	39	31	3	6	40	99	39	1	0	1,069	83
南 勢	伊勢市	208.37	118,884	8,424	8,023	16,447	25	8	8	1		9	22	11			281	28
	鳥羽市	107.34	16,402	934	798	1,732	7	1				0	7	4			53	3
	志摩市	178.93	42,873	2,194	2,154	4,348	6	1	5			5	7	6			130	11
	度会郡	651.10	39,191	2,510	2,256	4,766	13				1	1	12	6			155	10
計	3市4町	1145.74	217,350	14,062	13,231	27,293	51	10	13	1	1	15	48	27	0	0	619	52
伊 賀	伊賀市	558.23	84,851	5,587	5,333	10,920	27	2	1			1	18	11			279	32
	名張市	129.77	74,087	5,282	5,114	10,396	10	2	7			7	14	5			175	16
	計	2市	688.00	158,938	10,869	10,447	21,316	37	4	8	0	0	8	32	16	0	0	454
紀 州	尾鷲市	192.71	14,955	749	774	1,523	6		1			1	5	2			56	3
	熊野市	373.35	14,901	848	848	1,696	6	1			1	1	8	5			78	4
	北牟婁郡	256.55	13,465	661	625	1,286	6	1				0	8	4			66	4
	南牟婁郡	167.75	17,578	1,192	1,114	2,306	5	1			2	2	9	5			68	5
計	2市3町	990.36	60,899	3,450	3,361	6,811	23	3	1	0	3	4	30	16	0	0	268	16
合計	14市15町	5774.46	1,727,503	125,153	119,052	244,205	311	121	95	7	15	117	343	158	1	1	3,905	347

- ※ 1 面積は、令和6年1月1日現在（国土交通省国土地理院「全国都道府市区町村別面積調」）  
面積は市町単位ごとに四捨五入しているため、各市町面積の合計が県の面積と一致しない場合があります。  
2 人口は、令和5年10月1日現在（三重県年齢別人口調査結果）  
3 保育所数は、令和6年4月1日現在（子ども・福祉部子どもの育ち支援課）  
4 幼稚園、小学校、中学校数、義務教育学校数、中等教育学校数は、令和6年5月1日現在（除く休園・休校）（三重県教育委員会「学校名簿 令和6年度」）  
5 認定こども園は、令和6年4月1日現在（子ども・福祉部子どもの育ち支援課）  
6 児童委員、主任児童委員数は、三重県民生委員定数条例等による

## 7 児童相談業務の流れ

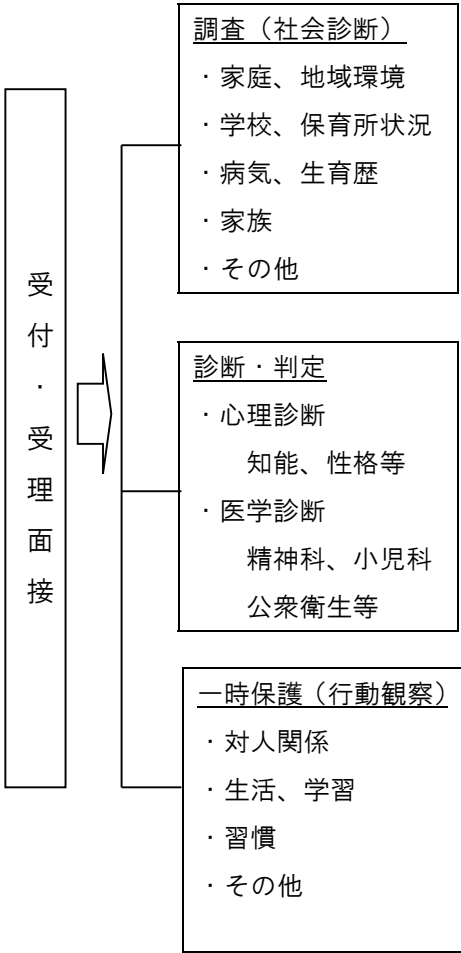
◎相談・通告・送致の流れ

県・市町 ・福祉事務所 ・保健センター ・児童委員 ・その他
児童福祉施設
警察等
家庭裁判所
保健所
医療機関
学校
教育委員会等
里親
児童委員
家族・親戚
近隣・知人
児童本人
その他

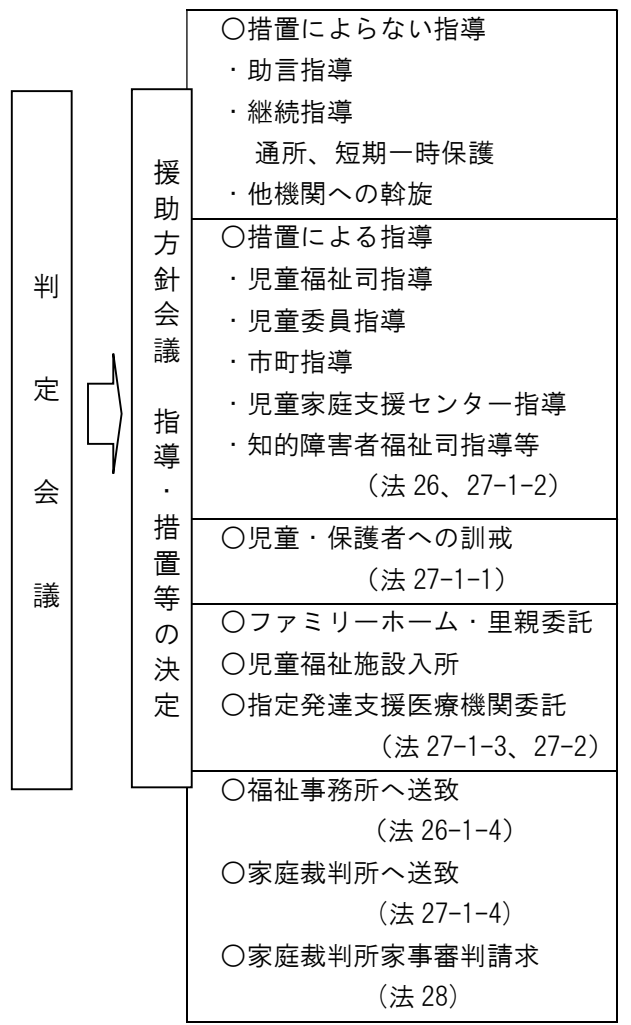


### 児童相談所

◎調査・診断・判定



◎援助の種類



※ この図において法とは児童福祉法をいいます。

## 8 児童相談の種類及び主な内容

養 護 相 談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 が い 相 談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5 視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談。
	6 言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7 重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	8 知的障がい相談	知的障がい児に関する相談。
非 行 相 談	9 発達障がい相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の子どもに関する相談。
	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談。
育 成 相 談	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

## Ⅱ 児童相談の状況

### 1 相談受付の状況

(1) 児童相談所別・通告経路別件数

単位：件

児相	経路	県の機関	市町の機関	児童福祉施設等		センター 児童家庭支援	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健医療		学校等	里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
				保育所	左以外					保健所	医療機関								
北勢	男	20	206	3	10	0	3	124	0	0	11	50	1	2	451	45	4	3	933
	女	28	150	4	6	0	0	117	0	0	5	46	3	1	230	37	6	7	640
小計		48	356	7	16	0	3	241	0	0	16	96	4	3	681	82	10	10	1,573
鈴鹿	男	9	92	2	5	0	2	68	0	0	3	12	0	0	223	14	4	3	437
	女	6	90	0	7	0	2	49	0	0	2	14	1	0	108	18	4	4	305
小計		15	182	2	12	0	4	117	0	0	5	26	1	0	331	32	8	7	742
中勢	男	24	177	8	4	0	0	105	0	0	12	17	2	0	283	39	3	6	680
	女	27	102	1	3	0	0	98	0	0	12	30	1	0	142	42	12	4	474
小計		51	279	9	7	0	0	203	0	0	24	47	3	0	425	81	15	10	1,154
南勢志摩	男	12	73	0	5	0	0	32	0	0	7	1	0	0	106	13	4	2	255
	女	3	70	2	3	0	0	23	0	0	7	2	0	0	61	9	8	5	193
小計		15	143	2	8	0	0	55	0	0	14	3	0	0	167	22	12	7	448
伊賀	男	4	70	2	2	0	0	39	0	0	3	21	0	0	175	13	1	2	332
	女	8	54	1	0	0	0	30	0	0	1	13	0	0	73	17	1	1	199
小計		12	124	3	2	0	0	69	0	0	4	34	0	0	248	30	2	3	531
紀州	男	3	98	0	1	3	0	12	0	0	0	7	0	0	67	1	0	0	192
	女	5	70	0	0	0	0	13	0	0	0	13	0	0	19	1	0	1	122
小計		8	168	0	1	3	0	25	0	0	0	20	0	0	86	2	0	1	314
計	男	72	716	15	27	3	5	380	0	0	36	108	3	2	1,305	125	16	16	2,829
	女	77	536	8	19	0	2	330	0	0	27	118	5	1	633	124	31	22	1,933
合計		149	1,252	23	46	3	7	710	0	0	63	226	8	3	1,938	249	47	38	4,762
構成比(%)		3.1	26.3	0.5	1.0	0.1	0.1	14.9	0.0	0.0	1.3	4.7	0.2	0.1	40.7	5.2	1.0	0.8	100



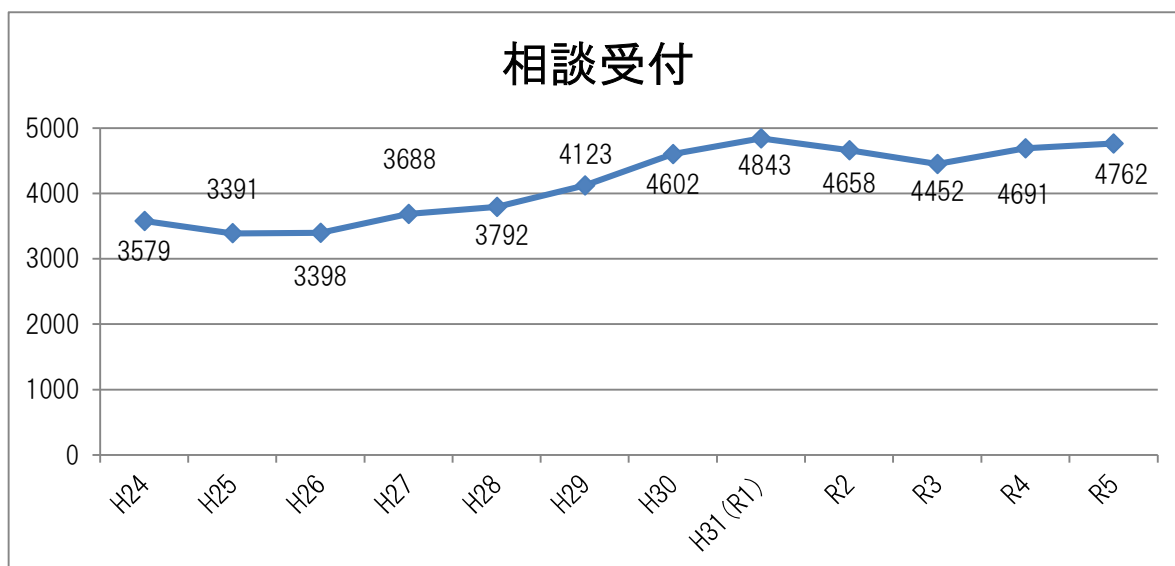
## (2) 年度別・種類別件数

単位：件

児相	種類	養護相談	保健相談	障がい相談					非行相談		育成相談				その他	合計	
				肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障がい	発達障がい	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性			しつけ
相談所別	北勢	740 (650)	1	0	1	0	5	721	10	19	18	24	2	0	0	32	1,573
	鈴鹿	377 (337)	1	1	0	0	3	302	2	7	5	19	1	0	0	24	742
	中勢	546 (499)	0	0	0	0	3	499	6	12	17	27	1	0	0	43	1,154
	南志	286 (279)	2	0	0	0	1	129	1	4	4	5	0	0	1	15	448
	伊賀	297 (269)	0	0	0	0	0	200	2	5	5	13	0	0	0	9	531
	紀州	117 (88)	0	0	0	0	0	64	4	2	2	65	0	59	1	0	314
計	2,363 (2,122)	4	1	1	0	12	1,915	25	49	51	153	4	59	2	123	4,762	
構成比(%)	49.6	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	40.2	0.5	1.0	1.1	3.2	0.1	1.2	0.0	2.6	100	
過去の相談件数 (年度別)	R4	2,701 (2,399)	2	3	1	0	4	1,674	24	43	45	125	14	36	13	6	4,691
	R3	2,533 (2,145)	2	3	0	1	11	1,540	39	32	48	174	15	42	7	5	4,452
	R2	2,720 (2,312)	4	10	0	1	9	1,575	28	29	30	162	15	47	27	1	4,658
	H31 (R1)	2,668 (2,225)	0	11	0	0	10	1,765	72	24	26	158	14	53	35	7	4,843
	H30	2,508 (2,056)	0	11	0	0	11	1,663	115	31	28	145	23	14	46	7	4,602
	H29	1,977 (1,594)	1	20	1	7	10	1,671	119	26	48	123	26	38	48	8	4,123
	H28	1,601 (1,234)	2	14	1	133	17	1,636	72	30	20	142	42	24	33	25	3,792
	H27	1,597 (1,213)	3	6	0	74	6	1,624	77	27	39	162	35	0	28	10	3,688
	H26	1,355 (1,030)	2	10	0	92	5	1,573	86	20	50	172	27	2	3	1	3,398
H25	1,389 (1,054)	7	13	0	88	11	1,508	51	24	56	198	21	4	14	7	3,391	

※ 養護相談欄の( )は、内数で児童虐待相談の受付件数を示します。

相談受付件数の推移



令和5年度の相談受付件数は4,762件と対前年度比で71件、約1.5%の増加となり、昨年度に引き続き、増加しました。

(3) 市町における児童家庭相談受付件数<参考>

単位：件

	養護 相談	保健 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
北勢児童相談所管内 (3市5町)	1,681 (953)	6	734	5	639	90	3,155
鈴鹿児童相談所管内 (2市)	691 (319)	3	708	4	1,181	41	2,628
中勢児童相談所管内 (2市3町)	813 (601)	5	144	9	607	51	1,629
南勢志摩児童相談所 管内 (3市4町)	491 (216)	0	120	4	86	27	728
伊賀児童相談所管内 (2市)	555 (297)	0	7	0	363	32	957
紀州児童相談所管内 (2市3町)	81 (70)	0	223	0	376	25	705
計 (14市15町)	4,312 (2,456)	14	1,936	22	3,252	266	9,812

※ 1 「福祉行政報告例 児童相談種類別児童受付（速報値）」を元に作成しました。

2 ( ) は内数で、児童虐待相談件数です。

3 児童相談所における受理件数と重複しているものを含みます。(市町で受理後、児童相談所へ送致又は指導援助を求めたものを含みます。)

## (4) 種類別・年齢別件数

単位:件

種類別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
養護	148	123	123	163	162	151	135	138	130	131	124	121	140	143	129	113	84	57	48	2,363
保健	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	4
肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
視聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
言語発達	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障がい	3	0	0	3	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
知的障がい	2	12	26	79	93	149	113	96	113	140	85	175	166	104	214	147	103	97	1	1,915
発達障がい	0	0	0	2	1	0	1	2	0	1	3	3	1	5	2	0	1	2	1	25
ぐ犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	2	14	11	7	5	3	0	49
触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	2	4	1	4	4	6	20	10	0	0	0	0	51
性格行動	0	1	1	12	6	15	8	7	8	7	9	13	8	21	10	12	10	4	1	153
不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	4
適性	0	2	2	8	1	18	6	4	4	1	4	3	3	0	2	1	0	0	0	59
しつけ	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
その他	5	5	13	6	15	4	10	8	8	2	10	11	1	5	2	4	4	7	3	123
計	158	143	165	274	279	338	274	258	267	284	240	336	329	314	380	286	209	172	56	4,762
構成比(%)	3.3	3.0	3.5	5.8	5.9	7.1	5.8	5.4	5.6	6.0	5.0	7.1	6.9	6.6	8.0	6.0	4.4	3.6	1.2	100
北勢	53	43	52	82	92	102	97	85	96	104	84	119	107	116	124	84	62	59	12	1,573
鈴鹿	30	30	30	33	51	35	39	34	33	44	33	55	62	45	57	42	45	33	11	742
中勢	41	28	34	69	64	77	57	60	58	65	63	82	80	81	101	83	56	45	10	1,154
南勢志摩	13	17	24	29	26	31	24	28	25	22	18	25	26	25	38	36	16	12	13	448
伊賀	10	13	18	24	28	42	32	36	35	37	28	37	36	38	35	34	21	17	10	531
紀州	11	12	7	37	18	51	25	15	20	12	14	18	18	9	25	7	9	6	0	314

## 2 相談対応の状況

### (1) 種類別・対応別件数

単位:件

		対 応 件 数 ( 年 度 中 )																			未 対 応 件 数 ( 年 度 末 現 在 )	施 設 入 所 待 機 ( 再 掲 )					
		面接指導			児 童 福 祉 司 指 導 (4)	児 童 委 員 指 導 (5)	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 員 指 導 (6)	市 町 村 指 導 委 員 指 導 (7)	市 町 村 送 致 (8)	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知 (9)	社 会 福 祉 主 事 指 導 を 含 む 知 的 障 害 者 福 祉 司 ・ 福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知 (10)	訓 戒 ・ 誓 約 (11)			児 童 福 祉 施 設 入 所 (12)		指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託 (14)	里 親 委 託 (15)	法 第 2 7 条 第 1 項 第 4 号 致 致 (16)	に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致 の 約 (17)			障 害 児 入 所 施 設 等 へ の 約 (18)	そ の 他 (19)	計 (20)	施 設 入 所 待 機 ( 再 掲 ) (21)	施 設 入 所 待 機 ( 再 掲 ) (22)
		助 言 指 導 (1)	継 続 指 導 (2)	他 機 関 あ つ せ ん (3)								入 所 (11)	家 庭 裁 判 所 送 致 ( 再 掲 ) (12)	通 所 (13)													
養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談	1,682	255	37	14	0	9	4	29	0	0	84	0	0	0	9	0	0	39	2,162	0	0	0				
	そ の 他 の 相 談	151	23	2	0	0	2	0	0	0	0	30	0	0	0	8	0	4	25	245	0	0	0				
保 健	相 談	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0				
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0				
	視 聴 覚 障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0				
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	重 症 心 身 障 害 相 談	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	1	12	0	0	0	0			
	知 的 障 害 相 談	1,845	6	0	0	0	0	0	0	0	59	0	1	0	0	0	0	5	1	1,917	0	0	0	0			
相 非 談 行	発 達 障 害 相 談	9	1	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	8	1	25	0	0	0	0			
	ぐ 犯 行 為 等 相 談	26	15	1	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	49	0	0	0	0			
育 成 相 談	触 法 行 為 等 相 談	4	7	1	1	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0	15	0	0			
	性 格 行 動 相 談	123	15	4	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	5	1	154	0	0	0	0			
	不 登 校 相 談	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0			
	適 性 相 談	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	0	0	0	0			
そ の 他 の 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0			
	計	109	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	123	0	0	0	0			
構 成 比		83.9	6.72	0.96	0.38	0	0.23	0.08	0.65	1.36	0.5	2.65	0	0	0.02	0.35	0.02	0.5	1.67	100							

※ 対応は複数となることがあります。そのため、受付件数より対応件数の方が多くなります。

※ 構成比について、小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100を超える場合があります。

### 3 一時保護の状況

(1) 種類別・年齢別受付対応件数（所内保護分）

単位：件

種 類	受付対応	継前 続年 保度 護末	受 付（年度中）					対 応（年度中）							年 度 未 継 続 保 護
			0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15歳 以上	計	施 設 児 童 福 祉	里 親 委 託	機 他 児 相 送 ・ 移 送	所 家 庭 裁 判 送 致	帰 宅	そ の 他	計	
			養 護	児 童 虐 待	15	15	101	81	47	244	14	5	32	0	
	そ の 他	3	2	21	27	21	71	10	4	5	0	43	6	68	6
	障 が い	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0
	非 行	1	0	2	8	9	19	1	0	1	0	12	2	16	4
	育 成	0	0	7	4	0	11	7	0	1	0	2	1	11	0
	保健・その他	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	計	20	17	132	120	77	346	33	9	39	0	227	39	347	19
	構 成 比 (%)		4.9	38.2	34.7	22.3	100.0	9.5	2.6	11.2	0	65.4	11.2	99.9	

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

## (2) 対応別保護延べ日数（所内保護分）

単位：日

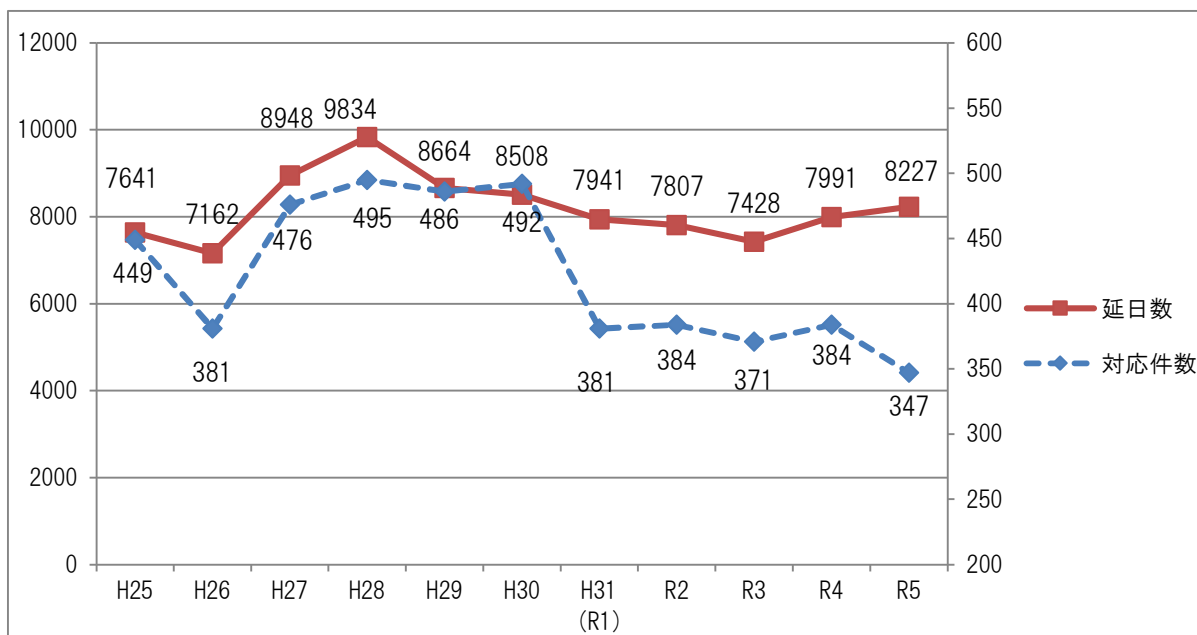
	対 応						計
	施 児 設 童 入 福 所 社	委 里 託 親	機 他 関 児 移 相 送	所 家 庭 送 致 裁 判	帰 宅	そ の 他	
延 日 数	751	107	325	0	1,280	454	2,917

## (3) 年度別・年齢別受付対応件数（所内保護分）

単位：件

区分 年度別	継前 続年 保度 護末	受 付					対 応						年度末 継続 保護	
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計	施 児 設 童 入 福 所 社	委 里 親 託 等	機 他 関 児 移 相 送	送 家 庭 裁 判 致 所	帰 宅	そ の 他		計
R 5	20	17	132	120	77	346	33	9	39	0	227	39	347	19
R 4	21	39	160	104	80	383	60	8	37	2	253	24	384	20
R 3	24	37	154	103	74	368	53	12	27	2	251	26	371	21
R 2	19	46	166	101	76	389	59	15	31	1	264	14	384	24
H31(R1)	22	43	167	107	61	378	72	7	15	0	262	25	381	19
H 3 0	22	73	188	130	101	492	74	7	30	1	342	38	492	22
H 2 9	20	56	205	125	102	488	81	6	28	0	341	30	486	22
H 2 8	17	88	212	134	64	498	72	4	13	1	377	28	495	20
H 2 7	22	94	190	133	54	471	75	7	26	0	333	35	476	17
H 2 6	17	55	156	109	66	386	70	5	9	0	271	26	381	22
H 2 5	23	98	179	103	63	443	75	7	12	0	324	31	449	17

一時保護対応件数（年度中）の推移（北勢及び中勢児童相談所の一時保護所の合計）



北勢及び中勢児童相談所の一時保護所における一時保護対応件数（年度中）の推移です。近年、一時保護専用施設の整備が進み、児童養護施設等への委託の増加もあり、延べ日数は令和4年度は増加に転じましたが、対応件数は昨年度より減少となりました。

(4) 一時保護対応件数（年度中）（委託保護分）

単位：件

児相委託先	北勢	鈴鹿	中勢	南勢 志摩	伊賀	紀州	計	保護延べ 日数(日)
児童養護施設	67	45	47	45	64	1	269	6,772
乳児院	20	25	15	4	1	1	67	2,743
障がい児施設	10	3	7	2	9	0	31	860
その他の施設	1	0	1	0	0	0	2	10
里親	27	3	7	4	12	9	62	1,223
その他	11	4	5	1	2	2	25	849
計	136	80	82	56	88	13	456	12,457

児童相談所長は、必要に応じて児童養護施設、里親等に一時保護を委託することができます。

#### 4 児童福祉施設入所児童数（令和5年度末）

単位：人

児童相談所 施設の種類	北勢	鈴鹿	中勢	南勢 志摩	伊賀	紀州	計
乳児院	13	2	15	0	2	0	32
児童養護施設	99	54	86	30	22	3	294
児童自立支援施設	4	6	2	0	2	0	14
児童心理治療施設	8	0	3	1	0	0	12
自立援助ホーム	2	2	1	1	0	0	6
ファミリーホーム	8	3	3	0	4	0	18
小計	134	67	110	32	30	3	376
福祉型障害児入所 施設（知的障害児）	33 (5)	15 (2)	17 (6)	6 (3)	15 (9)	2 (0)	88 (25)
福祉型障害児入所 施設（盲児）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
医療型障害児入所 施設（自閉症児）	8 (6)	1 (1)	5 (5)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	17 (15)
医療型障害児入所 施設（肢体不自由児）	2 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)
指定発達支援医療機 関（重症心身障害児）	6 (2)	6 (3)	5 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	18 (9)
医療型障害児入所施 設（重症心身障害児）	1 (1)	2 (2)	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	6 (5)
小計	50 (15)	26 (8)	31 (15)	7 (4)	19 (13)	2 (0)	135 (54)
計	184	93	141	39	49	5	511

※（ ）は内数で、契約入所人数です。



### Ⅲ 相談種別別対応件数等の状況

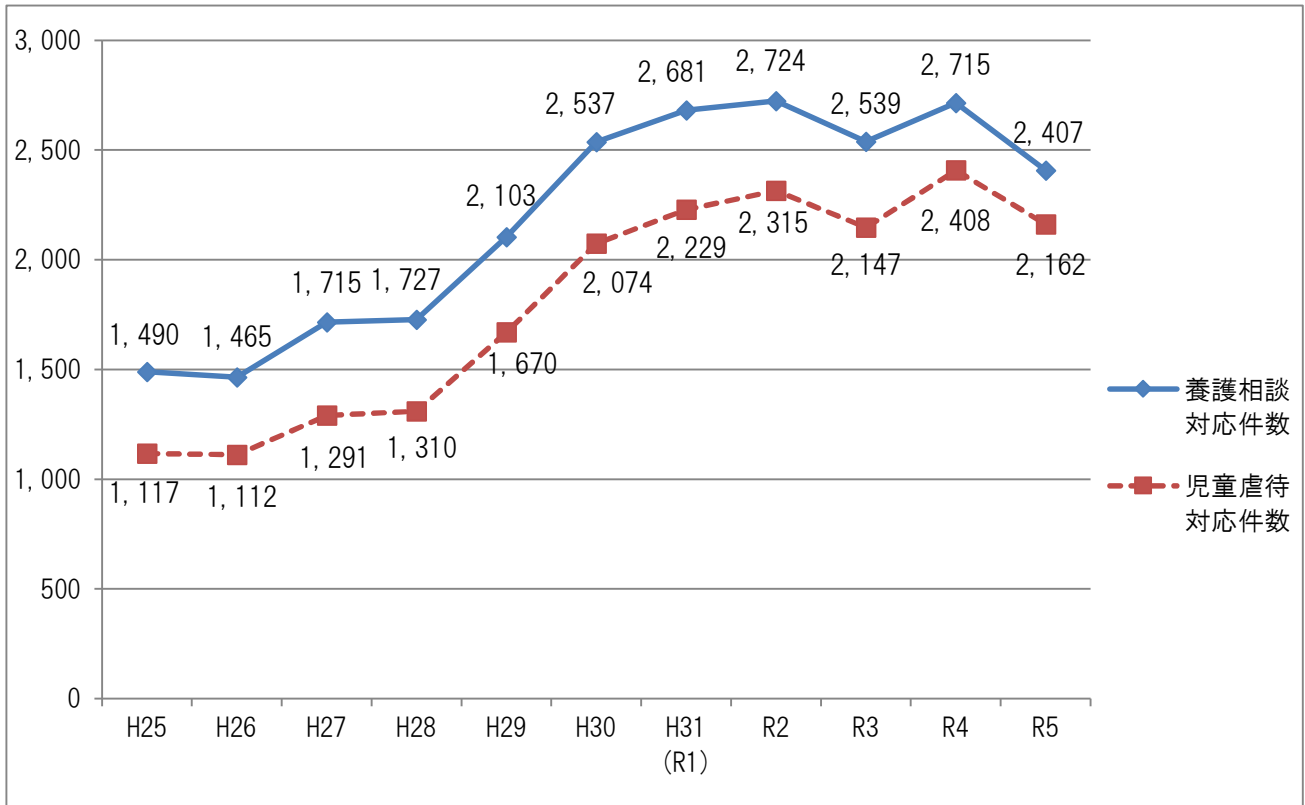
#### 1 養護相談の状況

(1) 養護理由別対応件数

単位：件

理由 対応	家出・失踪	死 亡	離 婚	傷病・入院	家族環境		そ の 他	計	
					虐 待	そ の 他			
施設入所	0	0	0	2	84	28	0	114	
里親委託	0	1	0	1	9	6	0	17	
面接指導	7	0	2	28	1,974	133	6	2,150	
その他	1	0	0	4	95	23	3	126	
計	8	1	2	35	2,162	190	9	2,407	
構成比(%)	0.3	0.1	0.1	1.5	89.8	7.9	0.4	100.0	
過去の相談件数 (年度別)	R4	12	11	7	28	2,408	225	24	2,715
	R3	5	6	0	69	2,147	289	23	2,539
	R2	7	8	2	45	2,315	337	10	2,724
	H31 (R1)	14	5	0	39	2,229	370	24	2,681
	H30	21	10	0	46	2,074	369	17	2,537
	H29	16	16	4	35	1,670	344	18	2,103
	H28	11	3	4	56	1,310	331	12	1,727
	H27	21	12	12	45	1,291	316	18	1,715
	H26	14	5	1	40	1,112	284	9	1,465
H25	6	4	4	37	1,117	311	11	1,490	

### 養護相談対応件数の推移



養護相談対応件数及び児童虐待相談対応件数は、前年度より減少しましたが、依然として高い水準が続いています。

令和5年度は、養護相談対応2,407件のうち、児童虐待対応が2,162件と約89%を占めています。

## (2) 虐待相談の対応状況

表1 相談対応件数の年次推移

単位：件

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
全国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170	集計中
三重県	1,112	1,291	1,310	1,670	2,074	2,229	2,315	2,147	2,408	2,162

注) 令和4年度の全国の件数は速報値です。

表2 相談の経路

単位：件

経路 件数	県 の 機 関	市 町 の 機 関	児 施 童 福 祉 等	警 察 等	保 健 機 関 所 関	学 校 等	里 親	児 童 委 員	家 族		親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
									虐 待 者	虐 以 待 者 外					
相談件数	120	691	43	632	49	193	2	3	49	92	35	188	37	28	2,162
構成比(%)	5.6	32.0	2.0	29.2	2.2	8.9	0.1	0.1	2.2	4.3	1.6	8.7	1.7	1.3	99.9

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

表3 主な虐待者

単位：件

虐待者 件数	実 父	実 母	実 父 以 外 の 父 親	実 母 以 外 の 母 親	そ の 他	計
相談件数	924	1,050	123	7	58	2,162
構成比(%)	42.7	48.6	5.7	0.3	2.7	100.0

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

表4 被虐待児の年齢内訳

単位：件

被虐待児 件数	0～3歳 未 満	3歳～学 齡 前 児 童	小 学 生	中 学 生	高 校 生 そ の 他	計
相談件数	343	448	740	377	254	2,162
構成比(%)	15.9	20.7	34.2	17.4	11.7	99.9

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

表5 主な虐待種別

単位：件

種 別 件数	身 体 的 虐 待	性 的 虐 待	養 育 の 拒 否 怠 慢 ( ネ グ レ ク ト )	心 理 的 虐 待	計
相談件数	718	48	376	1,020	2,162
構成比(%)	33.2	2.2	17.4	47.2	100.0

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

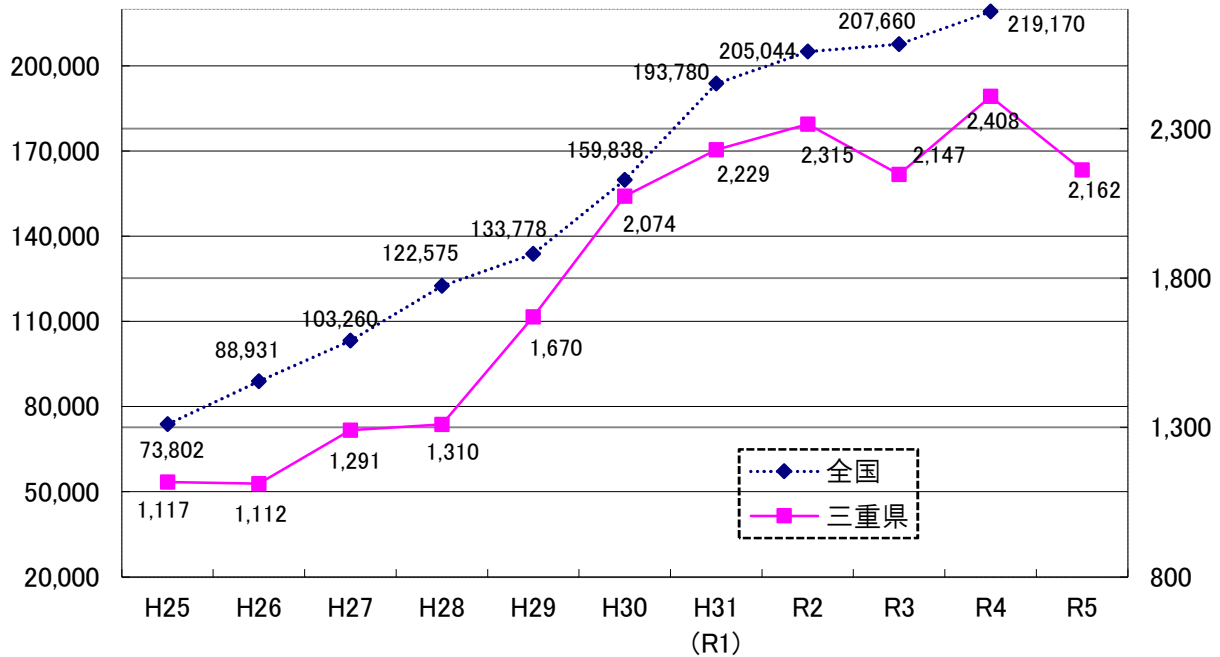
表6 相談対応内訳

単位：件

対 応 件 数	児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	面 接 指 導	そ の 他	計
相談件数	84	9	1,974	95	2,162
構成比(%)	3.9	0.4	91.3	4.4	100.0

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

### 児童虐待相談対応件数の推移

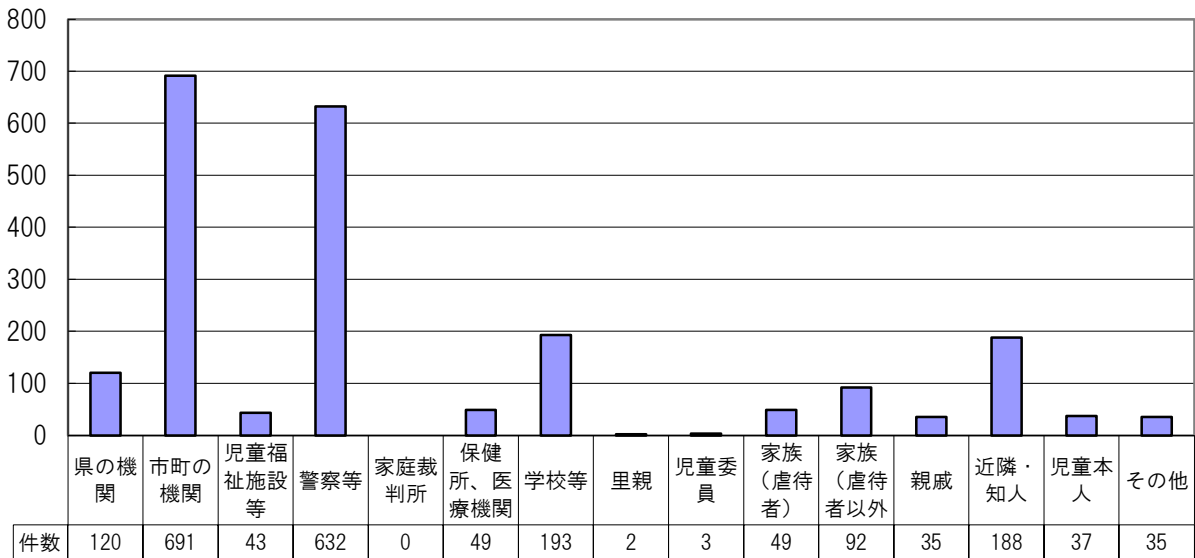


児童虐待の防止に対する地域社会の関心が高まっていることを背景に、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途にあります。

三重県における児童虐待相談対応件数は、前年度は過去最多を更新しましたが、令和5年度は2,162件と減少に転じました。

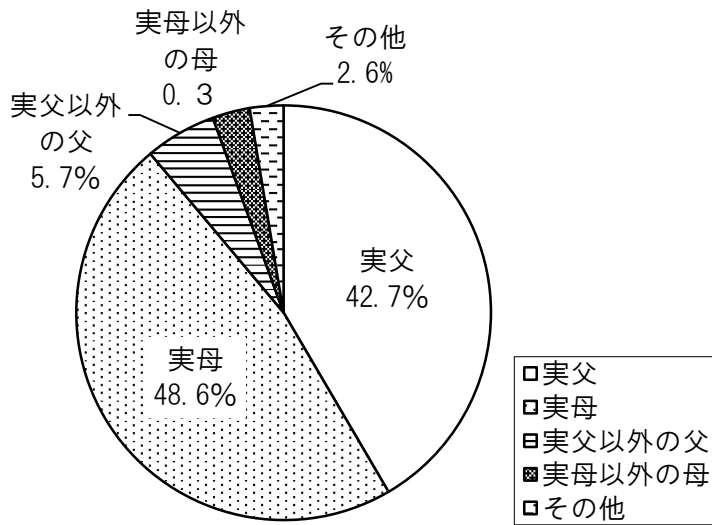
注) 令和4年度の全国の件数は速報値です。

### 虐待相談の経路



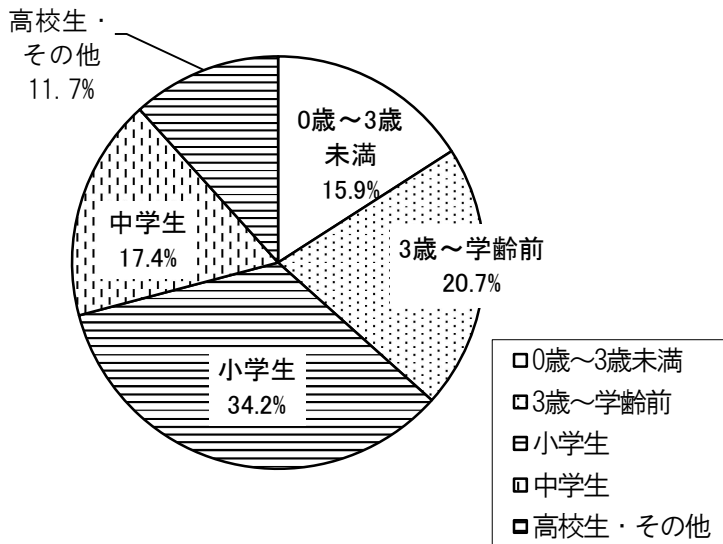
児童虐待相談の経路は、多い順に、①市町の機関、②警察等、③学校等となりました。今回、市町の機関(同23件減)、警察等(前年度比101件減)、近隣・知人(同92件減)からの相談件数が大きく減少しました。

□主な虐待者



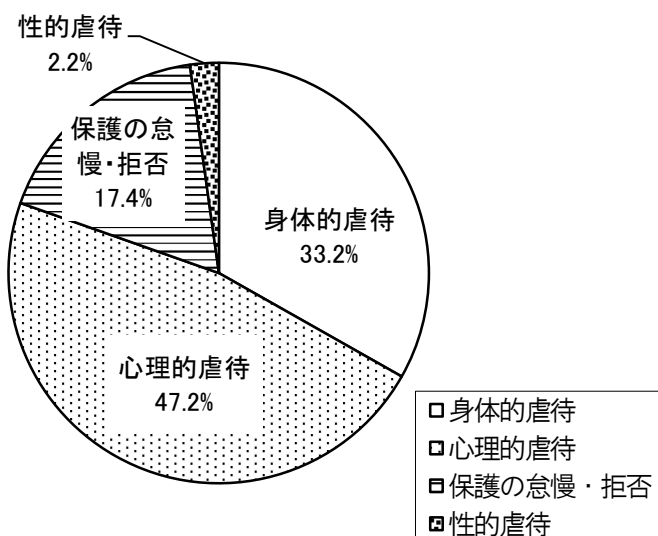
実母が約 48.6%と最も多く、次いで実父が約 42.7%となり、実の父母による虐待が9割以上を占めています。

□被虐待児の年齢



小学生が約 34.2%と最も多く、次いで3歳～学齢前が約 20.7%、次いで中学生が約 17.4%となっています。学齢前の子どもが全体の約 36.6%を占めています。

□虐待種別



心理的虐待が約 47.2%と最も多く、次いで身体的虐待が約 33.2%となっています。  
心理的虐待のうち、半数以上は、面前DV（子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力を目撃する）が占めています。

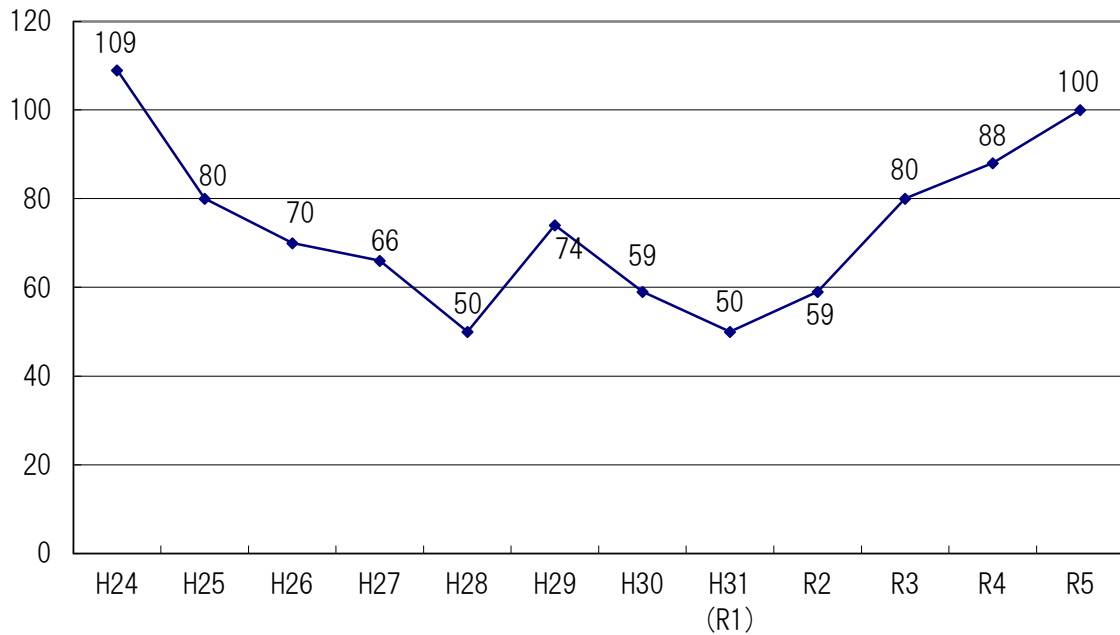
## 2 非行関係相談の状況

(1) ㇏犯、触法行為別・年齢別受付件数

単位：件

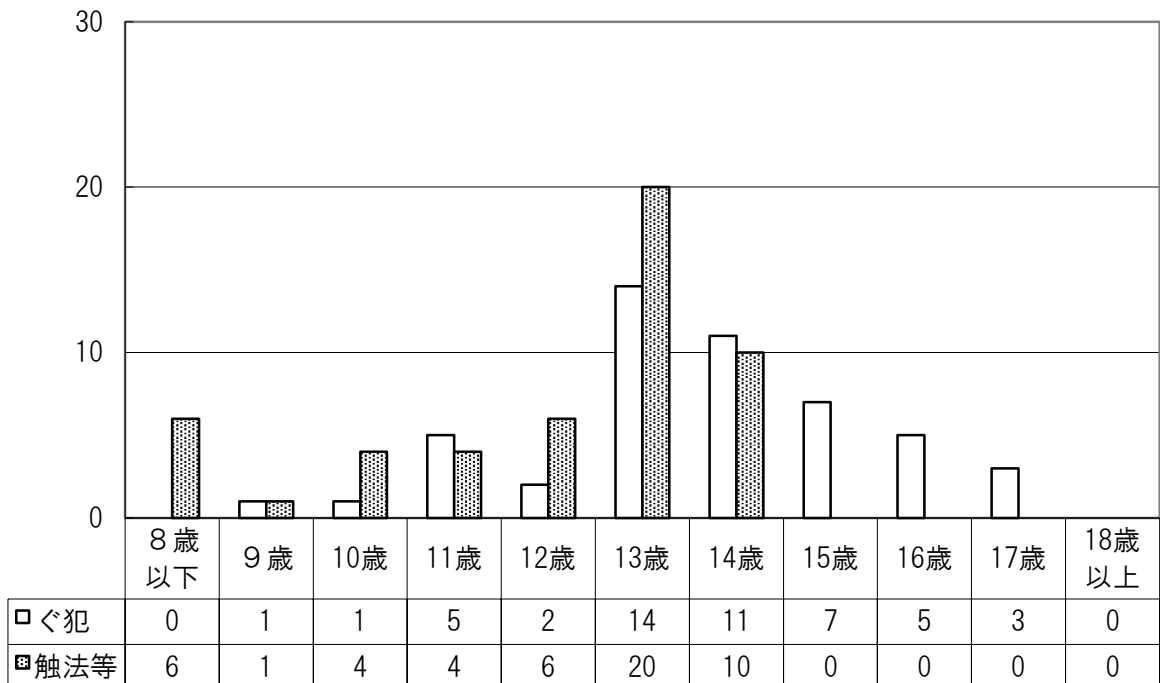
相談所別	種別	年齢													合計
		6歳以下	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	
北勢	㇏犯	0	0	0	0	0	3	1	6	5	2	1	1	0	19
	触法等	0	2	4	0	1	0	0	8	3	0	0	0	0	18
鈴鹿	㇏犯	0	0	0	0	0	1	0	1	2	2	0	1	0	7
	触法等	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	5
中勢	㇏犯	0	0	0	1	0	1	1	3	2	2	1	1	0	12
	触法等	0	0	0	1	3	2	2	7	2	0	0	0	0	17
南志摩	㇏犯	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	4
	触法等	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	4
伊賀	㇏犯	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	0	0	5
	触法等	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	5
紀州	㇏犯	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
	触法等	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
計	㇏犯	0	0	0	1	1	5	2	14	11	7	5	3	0	49
	触法等	0	2	4	1	4	4	6	20	10	0	0	0	0	51

### 非行相談受付件数の推移



県内児童相談所への相談通告件数は、平成21年度をピークに減少傾向にありましたが、令和2年度からは増加傾向に転じています。

### 年齢別非行相談



触法等の相談の低年齢化がみられます。

### 3 不登校相談の状況

(1) 年度別・学年別受付件数

単位：件

区分	保育所 幼稚園	小学校						中学校			高校等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
北勢	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
鈴鹿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
中勢	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
南勢志摩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紀州	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	4
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	50.0	100.0

#### 過去の相談件数

年度別		過去の相談件数											計
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
年度別	R4	0	0	2	1	3	0	2	3	2	0	1	14
	R3	0	0	2	0	2	2	1	5	2	0	1	15
	R2	0	0	0	1	0	3	3	5	2	0	1	15
	H31(R1)	0	1	1	0	1	1	3	2	1	3	1	14
	H30	1	1	1	1	4	1	6	4	3	0	1	23
	H29	1	2	2	1	2	0	2	7	8	0	1	26
	H28	1	2	3	1	1	2	6	11	6	5	4	42
	H27	0	1	2	3	5	1	3	11	6	1	2	35
	H26	0	0	0	0	1	2	2	5	12	4	3	27
	H25	0	0	0	1	1	1	2	4	7	7	1	21
	H24	0	1	2	1	2	4	8	8	9	1	4	40

(2) 児童相談所別対応件数

単位：件

児相 対応		相談所別							計	構成比(%)
		北勢	鈴鹿	中勢	南志摩	伊賀	紀州			
面接指導	助言指導	2	1	1	0	0	0	4	100.0	
	継続指導	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	他機関へ斡旋紹介	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
児童福祉施設入所		0	0	0	0	0	0	0	0.0	
障害児施設等への利用契約		0	0	0	0	0	0	0	0.0	
その他		0	0	0	0	0	0	0	0.0	
合計		2	1	1	0	0	0	4	100.0	



## IV 里親の状況

### 1 児童相談所別里親登録数

単位：組

区分 児相別	令和5年3月 末現在	年度中 新規登録	年度中 登録取消	令和6年3月 末現在
北勢	133	15	6	142
鈴鹿	47	11	4	54
中勢	79	6	7	76
南勢志摩	29	8	6	31
伊賀	58	1	3	57
紀州	25	2	0	28
計	371	43	26	388

### 2 委託児童数

#### (1) 児童相談所別委託児童数（令和5年度末現在）

単位：人

年齢別 委託児相別	0歳	1歳～ 6歳	7歳～ 12歳	13歳～ 15歳	16歳以上	計
北勢	0	13	22	7	8	50
鈴鹿	0	4	3	7	4	18
中勢	0	10	10	3	2	25
南勢志摩	0	1	1	2	4	8
伊賀	0	1	3	2	6	12
紀州	0	1	1	1	4	7
計	0	30	40	22	28	120

#### (2) 年度別里親登録数、委託児童数（各年度末現在）

年度	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
里親登録数	234	265	302	322	356	371	388
委託児童数	118	122	129	127	133	125	120

### 3 里親委託率（令和6年3月31日現在）

上記以外に、6か所のファミリーホームに18人の児童を委託中です。

里親・ファミリーホーム委託児童数 138 (120+18)

里親委託率 =  $\frac{138}{464} \times 100 = 29.7\%$

児童養護施設措置、乳児院措置、里親・ファミリーホーム委託児童数

464 (294 + 32 + 120 + 18)

※ 「三重県社会的養育推進計画」（令和2年3月策定）では、令和11年度までに里親委託率を45.0%（就学前60.0%、学齢期以降40.0%）に引き上げることを目標とし、委託率向上に努めています。

## V 青少年健全育成

### 1 立入調査実施状況

単位：件

		北勢管内			中勢管内		南勢志摩管内	伊賀管内	紀州管内		合計
		桑員	三泗	鈴亀	津	松阪	南勢志摩	伊賀名張	尾鷲	熊野	
立入対象店舗数		173	329	219	245	201	209	149	29	28	1,582
業種	興行場	2	2	1	2	2	1				10
	図書類取扱店	13	16	11	10	10	10	14	4	3	91
	携帯電話等販売店	26	39	23	35	25	25	17	7	4	201
	がん具・刃物		5	4	5	6	11	3		1	35
	カラオケ	2	10	5	6	6	4	4		1	38
	薬局薬店	32	67	47	55	48	42	33	5	4	333
	コンビニ	90	165	109	114	93	97	68	10	12	758
	ネットカフェ マンガ喫茶	2	8	2	3	2	3				20
	その他	6	17	17	15	9	16	10	3	3	96
立入調査 延べ人数		36	114	402	107	81	100	60	29	33	962
立入調査 延べ店数		173	385	393	300	244	271	187	29	33	2,015
立入調査 実施店数		173	329	219	245	201	209	149	29	28	1,582
実施率(%) (実施店/現在店)		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※ただし、立入調査の実施店舗数には文書送付分を含む

### 2 協力店舗状況（立入対象店舗の内子どもの利用の多い店舗）

単位：件

	北勢管内			中勢管内		南勢志摩管内	伊賀管内	紀州管内		合計
	桑員	三泗	鈴亀	津	松阪	南勢志摩	伊賀名張	尾鷲	熊野	
対象店舗数	107	200	127	133	111	114	86	14	16	908
協力店運動登録数	105	200	126	133	111	114	86	14	16	905
協力店割合(%)	98.1	100	99.2	100	100	100	100	100	100	99.7

※注 立入対象店舗の内子どもの利用の多い店舗 … 図書取扱店、カラオケ、コンビニ、ネットカフェ

< 参考 >

## 三重県児童福祉施設一覧表

(令和6年4月1日現在)

< 参考 >

## 三重県児童福祉施設一覧表

### 乳児院

番号	施設名	所在地	定員	電話番号	郵便番号
1	乳児院ましろ	津市垂水 1300-30	10	(059) 228-3920	514-0821
2	エスペランス四日市	四日市市大字泊村 954	25 【さら 6】	(059) 346-1371	510-0894
3	里山学院乳児院	津市河芸町影重 1162	10	(059) 253-3780	510-0307

※ 【 】は、一時保護実施特別加算の名称、定員（外数）を示す。

### 児童養護施設

1	みどり自由学園	津市乙部 33-5	30 (6) 【みらい 4】	(059) 226-3022	514-0016
2	聖マッテヤ子供の家	津市産品 732-1	20 (6) (4) 【オレンジ 4】	(059) 237-5984	514-0076
3	エスペランス四日市	四日市市大字泊村 954	50 (6) (6)	(059) 346-1371	510-0894
4	いせ子どもの家	伊勢市吹上二丁目 5-41	24	(0596) 28-2678	516-0073
5	天理教三重互助園	伊勢市倭町 30-1	24 (6)	(0596) 63-6200	516-0032
6	名張養護学園	名張市朝日町 1263-3	30 (6) 【「のぞみ」 4】	(0595) 63-0717	518-0721
7	里山学院	津市河芸町影重 1162	30 (4)	(059) 245-0116	510-0307
8	鈴鹿里山学院	鈴鹿市上箕田一丁目 6-2	30 【大樹 6】	(059) 381-6021	513-0056
9	真盛学園	津市安濃町今徳 247	30 (4)	(059) 268-2121	514-2313
10	児童養護施設なないろ	津市垂水 1300-30	30	(059) 228-3920	514-0821
11	エスペランス桑名	桑名市長島町西外面 1070	30	(0594) 41-1515	511-1143

※ ( ) は、地域小規模養護施設の定員（外数）を示す。

※ 【 】は、一時保護実施特別加算の名称、定員（外数）を示す。

### 福祉型障害児入所施設（知的障害児）

1	障害児入所施設 聖母の家	四日市市波木町 398-1	児者 30	(059) 321-2855	510-0961
2	三重県いなば園 くすのき寮	津市稲葉町 3989	児者 30	(059) 252-1780	514-1252
3	三重済美学院	伊勢市辻久留 3-17-5	30	(0596) 22-3212	516-0066
4	こどもライフサポート センター はーと	名張市美旗中村 2326	20	(0595) 65-3787	518-0615

### 医療型障害児入所施設（自閉症児・肢体不自由児）

1	三重県立子ども心身 発達医療センター	津市大里窪田町 340-5	自閉症児 56 肢体 不自由児 30	(059) 253-2000	514-0125
---	-----------------------	---------------	--------------------------------	----------------	----------

### 医療型障害児入所施設（重症心身障害児）

1	独立行政法人 国立病院機構鈴鹿病院※	鈴鹿市加佐登三丁目 2-1	児者 120	(059) 378-1321	513-8501
2	独立行政法人 国立病院機構三重病院※	津市大里窪田町 357	児者 50	(059) 232-2531	514-0125
3	済生会明和病院 なでしこ障害児入所施設	多気郡明和町上野 435	児者 8	(0596) 52-0131	515-0312

※ 指定発達支援医療機関

### 児童自立支援施設

1	三重県立国児学園	津市栗真町屋町 524	21	(059) 232-2598	514-0102
---	----------	-------------	----	----------------	----------

### 児童心理治療施設

1	児童心理療育施設 悠（はるか）	桑名市長島町横満蔵 568-3	入所 30 通所 7	(0594) 45-8085	511-1133
---	--------------------	--------------------	---------------------	----------------	----------

### 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

1	自立援助ホーム つばさ	桑名市長島町押付 530-5	6	(0594) 42-4430	511-1113
2	自立援助ホーム 東の川南荘	鈴鹿市東江島町 6-17	6	(059) 324-2339	510-0233

### 小規模住居型児童養育事業

1	ファミリーホーム 絆	伊賀市伊勢路 6-1	6	(0595)52-0409	518-0205
2	ファミリーホーム 「名張」	名張市桔梗が丘五番町 9-35	6	(0595)42-8525	518-0625
3	さかもとホーム	津市南ヶ丘一丁目 18-4	5	(059)253-1255	514-0822
4	ファミリーユ	四日市市桜新町 2-92-4	6	(059)324-3079	512-1215
5	奈良ファミリーホーム	津市藤方 2204	5	(059)225-0588	514-0815
6	n i k o n i k o	四日市市采女町 3192	6	(059)390-1749	510-0954

### 児童家庭支援センター

1	児童家庭支援センター ま お	四日市市泊村 1050-76	-	(059)340-0022	510-0894
2	児童家庭支援センター 「あかり」	名張市朝日町 1263-3	-	(0595)42-8331	518-0721
3	児童家庭支援センター たるみ	津市垂水 1300-30	-	090-1744-2960	514-0821
4	児童家庭支援センター わかぎ	伊勢市倭町 30-1	-	(0596)63-6205	516-0032
5	児童家庭支援センター み だ	鈴鹿市上箕田一丁目 6-3	-	(059)373-6025	513-0056
6	児童家庭支援センター きしゅう	熊野市金山町字新大谷 2392 番地 3	-	0597-80-0180	519-4327
7	児童家庭支援センター よいほ	松阪市内五曲町 96 番地 1	-	0598-26-5000	515-0072

令和6年度

# 児 童 相 談 所 の 状 況

(令和5年度実績)

編集発行 三重県 子ども・福祉部

〒514-8570

津市広明町13番地

電 話 059-224-2883

F A X 059-228-2085